

運 航 基 準

平成16年 4月 1日 制定

平成18年 4月 1日 改訂

平成18年10月 1日 改訂

平成21年 4月 1日 改訂

旭タンカー株式会社

目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第4章 雑 則

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、港内の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

- (1) 風速が 2.5 m/s 以上の時
- (2) 波高が 3.0 m 以上の時
- (3) 視程が 0.5 マイル以下の時

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。但し、この条件は原則的な指標であり、風向、船型、喫水などの状態によって斟酌するものとする。

- (1) 風速が 2.5 m/s 以上の時
- (2) 波高が 5.0 m 以上の時

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、保船、避泊その他の適切な措置をとらなければならない。

(通常の航行の可否判断等)

第3条 船長は、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により事故が発生するおそれがあると認めるときは、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。但し、この条件は原則的な指標であり、風向、船型、喫水などの状態によって斟酌するものとする。

- (1) 風速が 2.5 m/s 以上の時（ただし、船首尾方向の風を除く。）
- (2) 波高が 5.0 m 以上又はうねり階級 6 以上の時

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

なお、この条件は原則的な指標であり、風向、船型、喫水などの状態によって斟酌するものとする。

- (1) 風速が 2.5 m/s 以上の時
- (2) 波高が 5.0 m 以上の時

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認め

るときは、当直体制の強化、レーダーワッチ等による厳格な見張り及び付加的に安全措置を講ずるとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は経路変更の措置をとらなければならない。但し、この条件は原則的な指標であり、船型、操縦性能などによって斟酌するものとする。また海上保安部(署)等の視程に関する航行指導がある場合も考慮するものとする。

(1) 視程が 2 マイル 以下の時

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条の表に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断を行い、運航中止の措置、経路の変更等による運航継続の措置をとったときは、その措置内容や協議の内容をそれぞれ「異常気象・海象時の対応記録表」及び「動静連絡表」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、船舶所有者等と協議して次の配置を定め、運航管理者へ報告するものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(速力基準等)

第7条 船長は次表にならって自船の速力基準を定める。

前 進	機関回転数	翼角	速力 (ノット)	後 進	機関回転数	翼角
最微速				最微速		
微速				微速		
半速				半速		
全速				全速		
航海速力				緊急(全速)		

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければなら

ない。

(通常連絡等)

第8条 船長は、1日に1度以上は、運航管理者あて次の事項を連絡し、運航管理者は、簡潔に記録を残すものとする。なお連絡方法については、運航管理者の指示する方法によるものとする。(例) FAX等

- (1) 現在地
- (2) 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- (3) 乗組員の員数、健康状態
- (4) その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船舶に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第9条 船長は、入港 60分前までに、運航管理者及び船舶代理店に次の事項を連絡し、運航管理者は、簡潔に記録するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 船長は船舶代理店又は運航管理者に次の事項を確認するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (4) その他運航上の参考となる事項

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者または運航管理補助者との連絡は、船舶電話、携帯電話、FAX等による。

(機器点検)

第11条 船長は着岸(棧)作業前に入港地の安全な海域において、機関の前・後進(CP Pの場合は翼角作動)、及び舵等の作動点検を実施する。

第3章 雑 則

(連絡等経由)

第12条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び船舶代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第13条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。